

長崎県免許法認定講習による 特別支援学校教諭二種免許状の取得方法について（教育職員免許法別表第7）

1：基礎資格

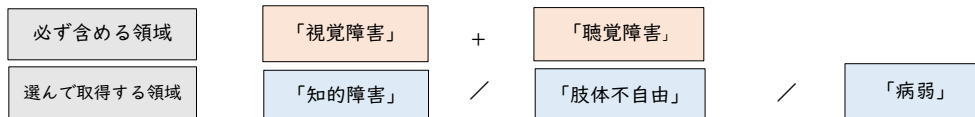
- (1) 幼稚園、小学校、中学校、高等学校のいずれかの普通免許状を有すること
 (2) 上記のいずれかの免許状を取得後、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校いずれかの学校において教諭・講師等として3年以上の在職年数があり、良好な成績である旨の所属長の証明を得ることができること。

※ 非常勤講師の場合は算定方法が異なります。

※ 3年の在職年数には、産前産後休暇、育児休業等の休職期間のほか指導主事として勤務した期間や、養護教諭、実習助手、寄宿舎指導員（寮母）として勤務した期間等は含まれません。

2：単位について

特別支援学校教諭免許状には、「視覚障害」「聴覚障害」「知的障害」「肢体不自由」「病弱」の5つの領域があります。
 長崎県免許法認定講習のみで単位修得する場合、知的障害・肢体不自由・病弱の領域のみを単独で取得することはできません。



	免許法施行規則に定める科目区分	中心となる領域	含む領域	最低修得単位数	令和8年度長崎県免許法認定講習該当講座番号	備考		
第1欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目			1以上	3	※		
第2欄	特別支援教育領域に関する科目	心理等に関する科目	視覚障害	1以上	2以上	5	※	
		教育課程等に関する科目		1以上		開講無し	※	
		心理等に関する科目	聴覚障害	1以上		9	※	
		教育課程等に関する科目		1以上		開講無し	※	
		心理等に関する科目	知的障害	両方の内容を含んで1以上		4		
		教育課程等に関する科目		両方の内容を含んで1以上		開講無し		
		心理等に関する科目	肢体不自由	両方の内容を含んで1以上		8		
		教育課程等に関する科目		両方の内容を含んで1以上		開講無し		
心理等に関する科目	病弱	両方の内容を含んで1以上		7	※			
教育課程等に関する科目		両方の内容を含んで1以上						
第3欄	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	重複・LD等	受けようとする領域以外の全領域	両方の内容を含んで1以上	7	※		
	計			6単位以上				

※長崎県免許法認定講習で特別支援学校教諭二種免許状を取得する場合の必修科目です。

- (1) 長崎県の認定講習では、第3欄の「含む領域」に視覚障害および聴覚障害の領域が含まれていないため、第2欄において視覚障害および聴覚障害の領域を定める必要があります。
- (2) 単位の修得については、長崎県免許法認定講習による単位修得のほか、他県の認定講習、通信制大学の科目等履修等との組み合わせによる修得も可能です。